山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する 条例に基づく営業停止の基準

令和5年8月29日 · 例規甲(少企)第46号 -

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例に基づく営業停止の基準

### 第1 趣旨

この基準は、山梨県公安委員会が、山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例(平成8年山梨県条例第23号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき利用カードの販売をする営業について営業停止を命ずる場合における量定等の基準を定めるものとする。

### 第2 営業停止命令

利用カードの販売をする営業を営む者(以下「利用カード販売業者」という。)に対する営業停止命令は、当該処分を行うべき事由(以下「処分事由」という。)について指示処分(条例第10条)を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、次の場合は、指示処分を行わずに、直ちに営業停止命令を行っても差し支えない。

- (1) 同種の処分事由に当たる悪質な条例違反行為を短期間に繰り返し、又は指導や 警告を無視する等指示処分によって自主的に条例を遵守する見込みがないと認め られる場合
- (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る条例違反行為と同種の条例違反行為を行った場合
- (3) 罰則の適用がある条例違反行為によって検挙された場合(起訴相当として送致した場合に限る。)

#### 第3 営業停止命令の量定

営業停止命令の基本的な量定は、別表に定めるところによるものとする。

## 第4 営業停止命令の併合

- 1 処分事由に該当する2以上の条例違反行為について同時に営業停止命令を行うときは、それらの処分事由に係る違反事項について定めた量定の長期が最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とするとともに、それらの処分事由に係る違反事項について定めた量定の短期が最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由に係る違反事項について定めた量定の長期を合計した期間及び条例で定める期間を超えないものとする。
- 2 2以上の処分事由に該当する1つの条例違反行為について営業停止命令を行うと

きは、それらの処分事由に係る違反事項について定めた量定の長期及び短期のうち、 最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

# 第5 常習違反加重

最近3年間に営業停止命令を受けた利用カード販売業者に対し営業停止命令を行うときは、当該営業停止命令の処分事由に係る違反事項について、第3及び第4に定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止を受けた回数の2倍の数を乗じた期間を、長期及び短期とする。ただし、その長期は、条例で定める期間を超えないものとする。

### 第6 営業停止命令の期間の決定

営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、原則として別表に定める基準期間 (第4の1の場合は長期とされる量定について定められた基準期間の1.5倍の期間 を基準期間とし、第4の2の場合は長期とされる量定について定められた基準期間を 基準期間とし、第5に規定する場合はその量定について定められた基準期間の2倍の 期間を基準期間とする。)によることとし、次のような事由があるときは、情状により、第3から第5までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

### (1) 処分を加重すべき事由

- ア 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
- イ 指示処分の期間中にその処分事由に係る条例違反行為と同種の条例違反行為 を行ったこと。
- ウ 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
- エ 従業者の大多数が条例違反行為に加担していること。
- オ 条例違反行為に対する改しゅんの情がみられないこと。
- カー付近の住民からの苦情が多数あること。
- キ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
- ク 16歳未満の者の福祉を害する条例違反行為であること。

### (2) 処分を軽減すべき事由

- ア 他人に強いられて条例違反行為を行ったこと。
- イ 営業者(法人にあっては役員)の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る条例違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。
- ウ 最近3年間に処分事由に係る条例違反行為を行ったことがなく、改しゅんの 情が著しいこと。
- エ 具体的な営業の改善措置を違反後自主的に行っていること。

違反事項	関係条項	量定
1 青少年に対する利用カードの販売等禁止違反	第3条第1項	В
2 自販機への利用カード収納禁止違反	第3条第2項	В
3 営業届出の怠り又は虚偽の届出	第4条第1項	С
4 営業届出内容の変更届出の怠り又は虚偽の届出	第4条第2項	D
5 青少年に対する指図、勧誘違反	第6条第1号	В
6 青少年の接客業務従事違反	第6条第2号	В
7 利用カード販売所への青少年購入禁止表示義務違反	第7条第1号	D
8 広告物への青少年利用禁止明示義務違反	第7条第2号	D
9 中止命令違反	第8条	D
10 措置命令違反	第9条	С
11 指示処分違反	第10条	С
12 営業停止命令違反	第11条、第15条	A
【監督】		
1 報告又は資料の提出の怠り、虚偽の報告等	第13条第1項	D
2 立入りの拒否、妨害、忌避等	第13条第2項	D
【他法令違反】		
1 刑法第175条、第183条の罪	第11条第2号	В
2 売春防止法第11条第2項、第12条、第13条の罪	第11条第3号	A
3 上記2以外の売春防止法第2章に規定する罪	第11条第3号	В
4 児童買春、児童ポルノ法第5条第2項、第6条第2項の罪	第11条第4号	Α
5 上記4以外の児童買春、児童ポルノ法第4条から第8条までの罪	第11条第4号	В
6 児童福祉法第34条第1項第6号、第7号、第9号違反	第11条第5号	В
7 労働基準法第56条第1項、第61条第1項の罪	第11条第6号	В
8 青少年育成条例第12条、第13条の罪	第11条第7号	В

# 【量定内容は、次のとおりとする。】

- A 40日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は60日
- B 20日以上120日以下の営業停止命令。基準期間は30日
- C 10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は20日
- D 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は14日